

愛媛県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

第1 目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

第3 事業内容

- 1 高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。
 - （1）訓練促進資金の種類は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。
 - （2）訓練促進資金の貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。
- 2 住宅支援資金貸付の対象となる者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（昭和26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。
 - （1）住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として、12カ月の範囲内で貸し付けるものとする。
 - （2）貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限7万円）とする。
- 3 その他、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の運営は、愛媛県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業運営要領（以下「要領」という。）によるものとする。

第4 事業実施方法

- 1 県社協は、貸付事業の実施に当たり、貸付事業計画書（様式第1号）を策定し、当該計画書の内容について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- 2 県社協は、承認を受けた貸付事業計画を変更する場合には、貸付事業変更計画書（様式第2号）を策定し、当該変更計画書について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- 3 県社協は、要領第11及び第12に規定する訓練促進資金及び住宅支援資金の返還期間、返還額、返還方法（当該返還期間等を変更する場合を含む。）について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- 4 県社協は、要領第13の1（3）に規定する債務の裁量免除を行う場合は、その妥当性について、愛媛県の承認を受けるものとする。
- 5 県社協は、第6の特別会計については、毎年度貸付事業決算書（様式第3号）を作成し、愛媛県に報告しなければならない。
- 6 県社協は、その他事業の実施に当たって必要な指導・助言・事業実施状況の確認を愛媛県より受けるものとする。

第5 貸付事務費

貸付事務費は毎年度720万円までの範囲で使用できることとする。

第6 適正な経理の実施

- 1 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会会長は、この事業に関する特別会計を設定して、その収支を明確にしておかなければならない。
- 2 この事業を実施している間の返還金の取扱いは、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、当該特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点で保有する貸付原資は愛媛県に返還し、返還金の取扱いについては、その年度以降毎年度その年度において返還された訓練促進資金に相当する金額を愛媛県に返還するものとする。

第7 その他

この要綱の外、疑義があるものについては、県社協は愛媛県と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成28年2月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行し、令和3年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。